

# 宇都宮市消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

○宇都宮市消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

平成18年3月24日

規則第6号

改正 平成24年3月第11号

平成28年3月第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市消費生活の安定及び向上に関する条例（平成18年条例第6号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平28規則8・一部改正)

(周知)

第2条 条例第10条の規定による周知は、宇都宮市公告式条例（昭和25年条例第31号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う方法その他適切な方法により行うものとする。

(不適正な取引行為)

第3条 市長は、条例第15条第1項第9号の規定により不適正な取引行為と認めたときは、その旨を公表するものとする。

(勧告)

第4条 条例第24条第1項の規定による勧告は、商品等及び取引行為に関する改善勧告書により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第24条第2項の規定による公表は、第2条の掲示場に掲示して行う方法その他適切な方法により行うものとする。

(意見の聴取)

第6条 条例第24条第3項の規定による通知は、意見聴取通知書により行うものとする。

2 市長は、条例第24条第3項の規定により事業者の意見の聴取を行うときは、期限を定めて当該事業者意見の内容を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出させるものとする。ただし、市長が特に書面による必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 事業者は、前項の規定により意見書を提出するときは、併せて証拠書類等を提出することができる。

4 市長は、意見聴取通知書を受けた事業者から意見書の提出期限の延長の申出があった場

# 宇都宮市消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

合において、正当な理由があると認めるときは、当該意見書の提出期限を延長することができる。

(消費生活専門委員)

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、消費生活専門委員（以下「専門委員」という。）を設置する。

- 2 専門委員の数は、2人以内とする。
- 3 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。
- 4 専門委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(任務)

第8条 専門委員は、市長の委託を受けて次に掲げる事項について調査するものとする。

- (1) 条例第17条第1項の規定による苦情等の処理に関すること。
- (2) 条例第22条の規定による調査に関すること。
- (3) 条例第23条第1項の規定による立入調査に関すること。
- (4) 条例第24条第1項の規定による指導に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(審査会の委員)

第9条 宇都宮市消費生活審査会（以下「審査会」という。）の委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審査会の会長)

第11条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

# 宇都宮市消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

(関係人の出席)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第14条 審査会の庶務は、市民まちづくり部生活安心課において処理する。

(平24規則11・一部改正)

(審査会の運営)

第15条 前6条に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(様式)

第16条 この規則に規定する商品等及び取引行為に関する改善勧告書等の様式は、別に定める。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。